

## [ 足場の組立て等の業務に係る特別教育カリキュラム ]

### <対象者>

特別教育の追加（労働安全衛生法第36条及び第39条）

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加。（作業床の高さ2m以上の足場が対象）

### <根拠法令>

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第30号)が平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日から施行。

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第114号）が平成27年3月25日に公示され、平成27年7月1日から適用。

### <カリキュラム>

講習 内容	1. 足場及び作業の方法に関する知識	3. 0時間
	2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0. 5時間
	3. 労働災害の防止に関する知識	1. 5時間
	4. 関係法令	1. 0時間
	合計	6. 0時間